

「『歴史を生かしたまちづくり』の推進について(案)」に対する 市民意見募集の実施結果について

横浜市では、「『歴史を生かしたまちづくり』の推進について(案)」について、平成25年5月15日に公表し、市民意見募集を実施しました。市民の皆さまから、多数の貴重なご意見、ご提案等をいただきました。いただいたご意見等について本市の考え方をまとめ、歴史を生かしたまちづくりの推進施策について、とりまとめましたので、公表いたします。

1 市民意見募集について実施概要

意見募集期間	平成25年5月15日(水)から6月14日(金)まで
意見提出方法	専用はがき(リーフレットに添付)、電子申請、電子メール、ファクシミリ
リーフレットの配布場所	市庁舎(1階 市民情報センター、6階 都市整備局都市デザイン室)、各区役所広報相談係など ・シンポジウム『明日の歴史を生かしたまちづくり』(6/9)

2 実施結果

提出者数	137通
提出方法	専用はがき31、電子申請30、電子メール11、直接持込64、ファクシミリ1
意見数	211件

3 提出されたご意見とご意見に対する本市の考え方

ご意見の分類と反映状況

(1) ご意見を反映し、案を修正したもの	19件	No. 1~19
(2) ご意見の趣旨が既に案に含まれているもの	42件	No. 20~61
(3) ご意見として、今後の参考とするもの	106件	No. 62~167
(4) 関係区局にご意見を伝えるもの	3件	No. 168~170
(5) 既に実施済みなもの	7件	No. 171~177
(6) 案にご賛同いただいたもの	34件	No. 178~211

提出されたご意見とご意見に対する本市の考え方

(1) ご意見を反映し、案を修正したものの (19件)

※項目が多岐に渡るご意見は、項目ごとに分けさせていただきました。

No.	意見項目	ご意見	本市の考え方	修正詳細
1	1-①	基準法を適用外にした場合、建物の安全性の担保はどのような手続きを想定されているのですか。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、案の「4 (仮称) 特定景観形成歴史的建造物制度の景観制度への導入について」の「(1) 背景と目的」について、一部修正します。	p.18・3行目 そこで、 代替措置により、安全性を確保するなど 一定条件のもとで建築基準法の適用除外を可能とすることによって、
2	1-①	建築基準法の適用除外規定は歴史的建造物の構造手法を後世へ伝承するためにたいへん重要な取組といえます。ただし、建物を「野放図にありきたりの形式を維持」するためではなく、防災や必要な構造耐力(過度な補強は不要ですが)はきちんと担保した上で適用除外となるように制度運営をお願いしたいと思います。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、案の「4 (仮称) 特定景観形成歴史的建造物制度の景観制度への導入について」の「(1) 背景と目的」について、一部修正します。	p.18・3行目 そこで、 代替措置により、安全性を確保するなど 一定条件のもとで建築基準法の適用除外を可能とすることによって、
3	1-①	適用除外は必要だが、現行法とのバランスも大事。又、手続きが煩雑にならないようにすべき。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、案の「4 (仮称) 特定景観形成歴史的建造物制度の景観制度への導入について」の「(1) 背景と目的」について、一部修正します。	p.18・3行目 そこで、 代替措置により、安全性を確保するなど 一定条件のもとで建築基準法の適用除外を可能とすることによって、
4	1-①	建築基準法に縛られて建物の歴史的価値が減ってしまうことが多々ある。指定されることにより重要文化財のように適用除外されるなら、今後の利活用にも幅が広がると思うため、方向性に賛成する。ただし、防災面や機能面など代替手段での措置を講ずることをしっかり担保して運用してもらいたい。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、案の「4 (仮称) 特定景観形成歴史的建造物制度の景観制度への導入について」の「(1) 背景と目的」について、一部修正します。	p.18・3行目 そこで、 代替措置により、安全性を確保するなど 一定条件のもとで建築基準法の適用除外を可能とすることによって、
5	1-①	保全をするにあたり、3条の適用除外が可能になるのは大変有効な手段	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、案の「4 (仮称) 特定景観形成歴史的建造物制度の景観制度への導入について」の「(1) 背景と目的」について、一部修正します。	p.18・3行目 そこで、 代替措置により、安全性を確保するなど 一定条件のもとで建築基準法の適用除外を可能とすることによって、
6	1-③	所有者と買って保全したい人とのマッチングの制度あってもよいのでは。不動産の売買には業者の手数料が多くなりますが、それを安価にして保全ノウハウとセットで有料移譲できるシステムづくり	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「3 歴史を生かしたまちづくりの今後の施策について」の「(3) 所有者支援制度の再構築」について、一部修正します。	p.16・3行目 日常的な維持管理や災害時・ 相続時 の対応方法なども含む技術的相談など、きめ細かい支援の導入を進めます。
7	2-⑥	ぜひ多角的に取り組んでいただきたいと思っています。基本施策6について、東京R不動産の横浜の歴史的建造物版のようなシステムがあると嬉しいです。付加価値をつけて家賃収入を高く設定し保全費にまわすなどの一方で、地域貢献などを条件に若い層が安く建造物に住まい、活用できるようなシステムがあると良いのではないかと思います。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「3 歴史を生かしたまちづくりの今後の施策について」の「(3) 所有者支援制度の再構築」について、一部修正します。	p.16・3行目 日常的な維持管理や災害時・ 相続時 の対応方法なども含む技術的相談など、きめ細かい支援の導入を進めます。
8	2-⑥	「保全活用の法的担保物と相続」が私の主な関心事です。この問題に関する私の提案と市側の見解を調整するために、必要ならば有識者など第三者を交えて検討できればよいと考えています。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「3 歴史を生かしたまちづくりの今後の施策について」の「(3) 所有者支援制度の再構築」について、一部修正します。	p.16・3行目 日常的な維持管理や災害時・ 相続時 の対応方法なども含む技術的相談など、きめ細かい支援の導入を進めます。
9	2-⑥	所有者に相続問題が生じた際の対応、法的対策や行政の支援が欲しい。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「3 歴史を生かしたまちづくりの今後の施策について」の「(3) 所有者支援制度の再構築」について、一部修正します。	p.16・3行目 日常的な維持管理や災害時・ 相続時 の対応方法なども含む技術的相談など、きめ細かい支援の導入を進めます。
10	2-⑥	相続など、歴史的建造物が失われる機会になりそうな時期の支援策をさらに充実できるとなお良い。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「3 歴史を生かしたまちづくりの今後の施策について」の「(3) 所有者支援制度の再構築」について、一部修正します。	p.16・3行目 日常的な維持管理や災害時・ 相続時 の対応方法なども含む技術的相談など、きめ細かい支援の導入を進めます。

11	2-⑥	最後に、前にも記載したように保存する施設は個人財産であることから所有者の理解がなくてはなりません。維持のための経費もさる事ながら、何と云っても相続問題です。例えば保土ヶ谷でも貴重な「洋館付き住宅」が消えて行く事実があります。このような事は緑の保全などでも事例があるようです。何等かの支援や法的整備がなければ貴重な物な失われてしまうことになりかねないのです。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「3 歴史を生かしたまちづくりの今後の施策について」の「(3)所有者支援制度の再構築」について、一部修正します。	p.16・3行目 日常的な維持管理や災害時・相続時の対応方法なども含む技術的相談など、きめ細かい支援の導入を進めます。
12	全体	戦後建築もぜひ取り組み開始して下さい。	いただいたご意見を踏まえ、「2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題」の「(5)持続的な保全活用の推進」について、一部修正します。	p.14・12行目 これまで要綱の運用上、保全の対象としていなかった戦後に建築された建造物についても、評価軸等について十分な議論がなされていません。
13	全体	戦後も含めた比較的新しい建物を、横浜ならではの工夫と価値のあるものについて、都市デザイン／景観をうまくからめてすすめていただきたい。	いただいたご意見を踏まえ、「2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題」の「(5)持続的な保全活用の推進」について、一部修正します。	p.14・12行目 これまで要綱の運用上、保全の対象としていなかった戦後に建築された建造物についても、評価軸等について十分な議論がなされていません。
14	全体	ぜひさまざまな歴史的建造物(戦後のものなど)を扱ってください。	いただいたご意見を踏まえ、「2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題」の「(5)持続的な保全活用の推進」について、一部修正します。	p.14・12行目 これまで要綱の運用上、保全の対象としていなかった戦後に建築された建造物についても、評価軸等について十分な議論がなされていません。
15	全体	現在は戦前の建物を保全に力を入れているが、戦後の建築物はいずれ価値が増し、歴史的建造物になるのだから、そのような予備軍ともいうべき建物の保全にも目を向けるべきである。	いただいたご意見を踏まえ、「2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題」の「(5)持続的な保全活用の推進」について、一部修正します。	p.14・12行目 これまで要綱の運用上、保全の対象としていなかった戦後に建築された建造物についても、評価軸等について十分な議論がなされていません。
16	全体	基本方針1-①の項目による追加補強も検討していくことを提案致します。 ・保存活用する建築物の定義の拡大 今回の施策のなかで、特定景観形成歴史的建造物の定義を「魅力ある都市景観を創造するうえで、特に重要な歴史的建造物」としています。都市景観を創造する建造物は震災復興建築以前に限らず、それ以降の昭和モダニズム建築、震災復興建築、戦後近代建築も考えられます。これらの建造物にも保存活用する建築物としての位置付けを明確に定義する必要があると考えます。 この位置付けには、基本方針3・「歴史的建造物を魅力資源として活用したまちづくり、賑わいづくりの推進」と密接に関連してきます。現在、横浜市内に残る震災復興建築以前の建物はかなり減少しているのが現状であり、今後のまちづくり、賑わいづくりのなかで保存活用できる建築物の中心は、それ以降の建築物に移行していくと考えられます。またこれらは更新時期を迎えており、この歴史的建造物ストックの活用は、関内・関外地区活性化推進施策にも欠かせないものと言えます。	いただいたご意見を踏まえ、「2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題」の「(5)持続的な保全活用の推進」について、一部修正します。	p.14・12行目 これまで要綱の運用上、保全の対象としていなかった戦後に建築された建造物についても、評価軸等について十分な議論がなされていません。
17	全体	歴史を生かしたまちづくりが関内地区に個性とドラマ性を与えていると思うので、文化財に指定されない戦後のモダニズム建築なども、極力、その外観が保全される形で残ることを強く望みます。	いただいたご意見を踏まえ、「2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題」の「(5)持続的な保全活用の推進」について、一部修正します。	p.14・12行目 これまで要綱の運用上、保全の対象としていなかった戦後に建築された建造物についても、評価軸等について十分な議論がなされていません。
18	全体	防火建築帯など戦後の建造物等の保全活用を積極的に推進してほしい。	いただいたご意見を踏まえ、「2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題」の「(5)持続的な保全活用の推進」について、一部修正します。	p.14・12行目 これまで要綱の運用上、保全の対象としていなかった戦後に建築された建造物についても、評価軸等について十分な議論がなされていません。

19	全体	震災以前の遺構を掘り起こすよりも、もっと新しい昭和に目を向けて、まだ身近に残っている風景を切り取って保存して欲しいです。	いただいたご意見を踏まえ、「2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題」の「(5)持続的な保全活用の推進」について、一部修正します。	p.14・12行目 これまで要綱の運用上、保全の対象と していなかった戦後に建築された建造物 についても、評価軸等について十分 な議論がなされていません。
----	----	--	---	---

(2) ご意見の趣旨が既に案に含まれているもの (42件)

※項目が多岐に渡るご意見は、項目ごとに分けさせていただきました。

No.	意見項目	ご意見	本市の考え方
20	1-③	今後の支援の方向として「助成金」ばかりを確保するのではなく、知恵(情報)や労働などの提供による「助け合い」の良さを評価して推定してみたらどうかと思います。頑張ってください。期待しています。	基本施策③のなかで、日常的な維持管理や災害時の技術的相談・支援を、専門知識を有するコーディネーター派遣により行います。 また、ボランティアの活用についても、試験的に実施し、検討を行います。
21	1-③	保存活用を考えている歴史的建造物の所有者には支援制度の拡充、柔軟な対応による支援などは有効に機能するものです。問題はその制度の入口にも至っていない所有者、保存活用をあきらめ解体を選択した所有者への対応がどこまで有効に手当てできるかがいちばん問われるところ。昭和モダニズム建築、戦災復興建築、戦後近代建築を所有する前者の方へは、地域住民とまちづくり支援組織との連携のなかで、建物が地域の街並に、どの程度の影響を形成しているかを示す景観・まちづくり評価書を整備し、保存有効活用への方策を助言していく仕組みづくりから始めることが望まれます。 後者の所有者の方は様々な事情から建替えを選択しています。その所有者の方へは法務、税務、財務を含めた多様な角度からの相談を受けることから始め、丁寧にヒヤリングした結果の原因診断カルテを整備し、一つひとつ原因となる課題を整理し、保存活用への途が残されていないかを一緒に探していく仕組みづくりが望まれます。また、ヘリテージ保存リバースモーゲージなどの支援制度創設も考えられます。地区計画までには至らない開発案件での保存活用のケースでは、市街地環境設計制度との連携のなかで、高い緩和インセンティブなどで保存の可能性を検討することが望まれます。 以上の制度創設は本方針3・「歴史的建造物を魅力資源として活用したまちづくり、賑わいづくりの推進」とあわせて、歴史的建造物の保存活用の推進には欠かせない制度になると言えます。	現在、保全改修等を行う場合、助成金の有無に関わらず、必要に応じて専門家に意見を聞きながら、助言を行っています。
22	1-③	③長い目で考えた時に、維持管理の方が所有者にとっては大きな負担。ランニングコストの補助だけでなく、例えば相続の関係で建物をどうしようかといった問題でアドバイスを受ける事ができるといいなあと思う。	あわせて、今後は、基本施策③のなかで、日常的な維持管理や災害時の技術的相談・支援を、専門知識を有するコーディネーター派遣により行います。
23	1-③	歴史的建造物の保全には、所有者支援が不可欠だと思う。それには金銭面、また普段の維持管理、活用方法の提案など、総合的な支援が必要だと思う。是非継続的な取り組みをしてほしい。	現在、保全改修等を行う場合、助成金の有無に関わらず、必要に応じて専門家に意見を聞きながら、助言を行っています。あわせて、今後は、基本施策③のなかで、日常的な維持管理や災害時の技術的相談・支援を、専門知識を有するコーディネーター派遣により行います。
24	1-③	所有者に対して資金支援を含め、様々な支援をしていくべきと考えます。	現在、保全改修等を行う場合、助成金の有無に関わらず、必要に応じて専門家に意見を聞きながら、助言を行っています。あわせて、今後は、基本施策③のなかで、日常的な維持管理や災害時の技術的相談・支援を、専門知識を有するコーディネーター派遣により行います。
25	2	ここ10年で歴史的な建物が関内から建て替えなどによって数多く失われた。 歴史的な建物は一般的に使用容積率は小さく、開発ポテンシャルの大きい中心市街地では高容積率の新しい建物に建て替えられるのは必至である。 これを所有者に保存し続けてもらうには、所有者への保全活用への支援の拡充がぜひ必要だと思う。	基本施策⑤のなかで、ファンド等の財源確保や、⑥のなかで寄附や借上げによる保全活用が可能となるトラスト等の仕組みについて検討を進めます。
26	2-④	市民による活動を活性化する意味で何等かのバックアップを願うものである。	基本施策④のなかで、市民活動を生かしていくため、活動の活性化や成果の共有などを行い、(資金面も含め)支援する仕組みを検討します。
27	2-④	市民の方々への普及が、いまいち進んでいないということでしたので、市民のボランティアなどを積極的に活用し、「お役人の仕事」というイメージを取り払うことが必要なかなと思いました。	基本施策④のなかで、人材育成やボランティア制度の導入を目指します。
28	2-④	歴史的建造物を保存するのは年々難しくなる環境になっており、所有者、行政、専門家の取り組みだけでは限界がある。そのため、今後は、市民やNPOなどが保存・活用により積極的に参画する仕組みが必要だと思う。	基本施策④のなかで、人材育成やボランティア制度の導入を目指します。

29	3	保存したものの活用、賑わいを創造に市民の力と行政の協働。	基本施策④のなかで、人材育成やボランティア制度の導入を目指します。 また、基本施策⑤のなかでは、市民からの寄付も可能となるファンド等の財源確保を検討します。
30	2	横浜市のこれまでの取組は存じていますが、とにかく行政サイドで市の中心的な建造物の保全活用が目立っています。このたびの本件のように市民の意見、市民サイドでのホットなまちづくりに結び付く施策の取組について大きな期待を持ちます。行政が中心になってハードなまちづくりの反面、市民と行政とかが一緒に取組むソフトなまちづくりも意義あるものです。 私どもはかねてから「歴史を活かしたまちづくり」を唱えて活動してきました。しかし、実際はなかなか困難なことが多い事を感じてきました。私どもは20数年前、当時、コラボレーション、協働ということばが使われない頃から、市民と行政との垣根を取り払って皆でまちを考えられることから実行しようと唱えて来ましたが、以前はそれに行政が乗ってこない面も多々ありましたが近年には協働が当たり前、また、市民の意見を聞くことも色々な場面であることは喜ばしいことです。私どもの以前の活動は近年、いくつかのグループが芽生えてきたことで解散しましたが市民活動は、ハードな事業と違いこれではなくて、これで終わりというものでないソフトな事業でいけば終わりのない永遠なものといえましょう。	基本施策④のなかで、人材育成やボランティア制度の導入を目指します。 また、基本施策⑤のなかでは、市民からの寄付も可能となるファンド等の財源確保を検討します。
31	2	市内あちこちに保存したいものがあるでしょう。地域の人達はそれをよく知っています。それをどう掘り起こすか、また、地域の活動との関連もあるでしょう。古い建造物など、まちの人が言わなければ気がつかないものもあるのではないのでしょうか。そのまちに存在する歴史・文化的な資産に地域の人的資産が交わらなくてはなりません。 保存したものをいかに利用活用するかが重要です。これにはまちの人たちが中心となって管理する体制をいかに構築できるかです。グループの活動に行政が黒子になっての応援があれば幸いです。例えば、ちょっとした休憩所(お休み処)、東海道であれば街道、宿場の資料館なども考えられます。さらに地域の人によるイベント。そして、施設にいつも人がいる(町のボランティア)それに人が集まってくる。まちの人が来訪者へのもてなしの心が大切です。それが人が人を呼び、賑わいに結び付くと言ったストーリーになることですが、「まちづくり」は人づくりからというように維持管理の体制づくりが欠かせません。	基本施策④のなかで、人材育成やボランティア制度の導入を目指します。 また、基本施策⑤のなかでは、市民からの寄付も可能となるファンド等の財源確保を検討します。
32	3-⑦	歴史的建造物に指定し保護するだけでなくこれらを活用することを考えることが必要だと思われます。	基本施策⑦のなかで、歴史的建造物へのテナント誘致、ライトアップやオープンカフェなど、都市空間の演出や活性化の取組を更に拡げていくため、歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策について検討します。
33	3-⑦	現在の近代建築は後の歴史的建築でもある。私たちはこのストックを有効活用することで固有の特徴を持つ街並みを形成できるのではないだろうか。	基本施策⑦のなかで、歴史的建造物へのテナント誘致、ライトアップやオープンカフェなど、都市空間の演出や活性化の取組を更に拡げていくため、歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策について検討します。
34	3-⑦	保全活用の取り組みによるにぎわいづくりにつながる事例を多くとりこんでいただきたい。	基本施策⑦のなかで、歴史的建造物へのテナント誘致、ライトアップやオープンカフェなど、都市空間の演出や活性化の取組を更に拡げていくため、歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策について検討します。
35	3-⑦	他部署や外部との連携がますます重要になってくると思います。	基本施策⑦のなかで、関係部局と連携したまちづくり、賑わいづくりへの展開を図ります。
36	3-⑦	様々なバックグラウンドを持つ職員を雇用し、より多くの切り口をつくるといいと思います。資源をいかにまちづくりにつなげていくのかをもう少し考えてみたいですが。	基本施策⑦のなかで、関係部局と連携したまちづくり、賑わいづくりへの展開を図ります。
37	3-⑦	文化環境局との都市整備局との連携は、どのような形で、反映をしていくのか？	基本施策⑦のなかで、関係部局と連携したまちづくり、賑わいづくりへの展開を図ります。
38	3-⑦	横浜市は、デベロッパーや建築関係の民間出身者は、採用していますよね。その業界関係の知人に横浜市に行った人がいるのですが、過去の経歴と全然関係ない部署を渡り歩いているとの話を聞いたことがあります。過去の経験を持った人を活用すると、様々なアイデアが出て、業者やNPOへの丸投げにならないのではと思います。もし既に活用されている方がいたらすみません。	基本施策⑦のなかで、関係部局と連携したまちづくり、賑わいづくりへの展開を図ります。

39	3-⑦	横浜の独自性、アイデンティティを大事にし、横浜ならではの魅力づくりに、「歴史を生かしたまちづくり」は大きな意味を持っていると思うので、もっとアピールの仕方を考えても良いのではないのでしょうか。その意味で一般受けする活用の仕方(ヨコハマウエディングはよかったと思います)がもっとあっていいと思います。	基本施策⑦のなかで、関係部局と連携したまちづくり、賑わいづくりへの展開を図ります。
40	3-⑦	隣接する公園等、公共施設との連携	基本施策⑦のなかで、関係部局と連携したまちづくり、賑わいづくりへの展開を図ります。
41	3-⑦	最近東京都内に多く見受けられるのですが、“まちあるき”というものが全国的に展開しています。横浜でもあるのかもしれませんが、住民や来訪者が気軽に“まちあるき”ができるようなツアーや歴史的建造物Map等が住民を来訪者目線で作られると市民にとってまちづくりがより身近になるのではないかと思います。	基本施策⑦のなかで、歴史的建造物のツアー等のPRを図ります。
42	3-⑦	歴史的建造物のツアーなど、さらなるイベントで集客し、賑わいが創出されるとよいです。	基本施策⑦のなかで、歴史的建造物のツアー等のPRを図ります。
43	3-⑧	私は、横浜出身で義務教育を地元で受けてきましたが、今回のようなまちづくりの話を学校で一度も聞いたことがありません。ですので、そこから改善するのも、一つの手だと思います。	基本施策⑧のなかで、学校との連携などによって広報普及の取組を強化します。
44	3-⑧	市民の方々が歴史的建造物に関して知識・関心を広めるために教育分野(小・中・高)を取入れては？	基本施策⑧のなかで、学校との連携などによって広報普及の取組を強化します。
45	3-⑧	将来的に横浜で仕事をするかもしれない。小学生・中学生への普段からの歴史のまちとして意識させる授業や興味をもたせる授業の充実	基本施策⑧のなかで、学校との連携などによって広報普及の取組を強化します。
46	8	あまりくわしくない人達も楽しめる、歴史的建造物をいかしたまちづくりの推進を応援します。	基本施策⑦のなかで、歴史的建造物へのテナント誘致、ライトアップやオープンカフェなど、都市空間の演出や活性化の取組を更に拡げていくため、歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策について検討します。 基本施策⑧のなかで、ガイドブックの作成など、まちづくりを進める際に歴史を生かしたまちづくりに取り組みやすい環境を整えていきます。
47	8	建築好きの人にしか興味を持ってもらえないような広報ではなく、より広い層の人たちにアピールできる普及活動が進むと良いと思います。	基本施策⑦のなかで、歴史的建造物へのテナント誘致、ライトアップやオープンカフェなど、都市空間の演出や活性化の取組を更に拡げていくため、歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策について検討します。 基本施策⑧のなかで、ガイドブックの作成など、まちづくりを進める際に歴史を生かしたまちづくりに取り組みやすい環境を整えていきます。
48	8	市民や観光客などにとってもっと身近な存在に感じられるような工夫(取組)が理解につながると思います。	基本施策⑦のなかで、歴史的建造物へのテナント誘致、ライトアップやオープンカフェなど、都市空間の演出や活性化の取組を更に拡げていくため、歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策について検討します。 基本施策⑧のなかで、ガイドブックの作成など、まちづくりを進める際に歴史を生かしたまちづくりに取り組みやすい環境を整えていきます。
49	8	興味のない人も多いですが、歴史的建造物保存の意義をもっとアピールしてもいいのかもしれない。	基本施策⑦のなかで、歴史的建造物へのテナント誘致、ライトアップやオープンカフェなど、都市空間の演出や活性化の取組を更に拡げていくため、歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策について検討します。 基本施策⑧のなかで、ガイドブックの作成など、まちづくりを進める際に歴史を生かしたまちづくりに取り組みやすい環境を整えていきます。
50	8	広報普及の強化が基本だと思います。	基本施策⑦のなかで、歴史的建造物へのテナント誘致、ライトアップやオープンカフェなど、都市空間の演出や活性化の取組を更に拡げていくため、歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策について検討します。 基本施策⑧のなかで、ガイドブックの作成など、まちづくりを進める際に歴史を生かしたまちづくりに取り組みやすい環境を整えていきます。

51	7	広く市民に知ってもらおうのが大事だと思います。	基本施策⑦のなかで、歴史的建造物へのテナント誘致、ライトアップやオープンカフェなど、都市空間の演出や活性化の取組を更に拡げていくため、歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策について検討します。 基本施策⑧のなかで、ガイドブックの作成など、まちづくりを進める際に歴史を生かしたまちづくりに取り組みやすい環境を整えていきます。
52	全体	関内地区の歴史的建造物を保全する仕組みや市民の意識を醸成していく取組を切望します。	基本施策⑤のなかで、市民からの寄附が可能となるファンドなどの方法による財源確保の方法について検討します。 また、基本施策⑧のなかで、歴史的建造物の保全活用の重要性をさらに幅広く市民に普及し、市民に身近なところでも歴史を生かしたまちづくりが進められるよう、区役所や学校との連携などによって広報普及の取組を強化していきます。
53	全体	公共財として残しておくことの意義を広く市民に理解してもらうことが重要だと思う。そのための施策も加えてはどうかと考える。	基本施策⑤のなかで、市民からの寄附が可能となるファンドなどの方法による財源確保の方法について検討します。 また、基本施策⑧のなかで、歴史的建造物の保全活用の重要性をさらに幅広く市民に普及し、市民に身近なところでも歴史を生かしたまちづくりが進められるよう、区役所や学校との連携などによって広報普及の取組を強化していきます。
54	2	歴史的建造物を保全していくためには、市民1人1人が自覚して意識的に取り組んでいく必要がある。	基本施策⑤のなかで、市民からの寄附が可能となるファンドなどの方法による財源確保の方法について検討します。 また、基本施策⑧のなかで、歴史的建造物の保全活用の重要性をさらに幅広く市民に普及し、市民に身近なところでも歴史を生かしたまちづくりが進められるよう、区役所や学校との連携などによって広報普及の取組を強化していきます。
55	3-⑧	歴史的建造物を身近に思えるきっかけづくりが大切だと思う。シビックプライドを育むべきだと思う。	基本施策⑤のなかで、市民からの寄附が可能となるファンドなどの方法による財源確保の方法について検討します。 また、基本施策⑧のなかで、歴史的建造物の保全活用の重要性をさらに幅広く市民に普及し、市民に身近なところでも歴史を生かしたまちづくりが進められるよう、区役所や学校との連携などによって広報普及の取組を強化していきます。
56	全体	具体的に対象として想定されている歴史的建物の候補として、現時点で何件程度の建物を想定されているのでしょうか。	市内に現存する約530件の建造物を対象に考えています。
57	その他	助成制度などの充実を検討していただくのは有難いがそれ以前に、広く浅く、相談の場を設けることはできないか。所有者向けの、相談の手引きのようなものは作れないか。	基本施策③「所有者支援制度の再構築」の中で、日常的な維持管理等の技術的相談・支援を、専門知識を有するコーディネーター派遣により行います。
58	2	市民活動をされていたり、個人的に活動されている方は、潜在的にかなりいると思うので、それらの人材を上手くネットワークできるといいかも。	基本施策⑤のなかで、活動団体間の交流や情報交換、共同活動などを目的にした緩やかな連携組織の創設を検討しています。
59	3	助成制度による改修工事实施の際の施行業者選定方法の緩和	当該業者でなければ施工が困難な場合等は、歴史を生かしたまちづくり助成金交付要綱第21条に基づき、見積合せを省略することが可能です。
60	全体	横浜市のまちは楽しいので建築内部もより、まちと連動して、横浜のイメージを作り上げていっても欲しいです。	当該業者でなければ施工が困難な場合等は、歴史を生かしたまちづくり助成金交付要綱第21条に基づき、見積合せを省略することが可能です。
61	3	観光事業と一体的な政策を考えてください。今、日本の景気回復を一番に変えられるのは観光業です。観光業をメインに取らえ建築、街づくりをより深く考えて欲しいです。歴史資源は観光のために本当にカギとなるものです。ヨーロッパの観光業はそれがすべてだと言っても過言ではありません。そこに新たな事業、あらたな雇用を見出してください。	当該業者でなければ施工が困難な場合等は、歴史を生かしたまちづくり助成金交付要綱第21条に基づき、見積合せを省略することが可能です。

(3) ご意見として、今後の参考とするもの (106件)

※項目が多岐に渡るご意見は、項目ごとに分けさせていただきました。

No.	意見項目	ご意見	本市の考え方
62	1	建築基準法除外できることは大変な進歩ですが、人々が交流する場として活用する場合、衛生法や消防法等も大きく関わってくると思います。人命の安全は最優先ですが、衛生法や消防法等の適用範囲を緩和することは、検討できないでしょうか。 例えば、それぞれの法律が異なる見解をしている場合、制度において所管局と調整できるルール設定やそのガイドラインがあると良いと思います。 リノベーション経験のある建築家や運営事業者のヒヤリングを通じて、現場が動きやすい制度にして欲しいです。	ご意見を関係区局で共有し、今後の取組検討の参考とさせていただきます。
63	1	制度創設は非常に有効であると思いますが、歴史的建造物を動態保存する上で、建築基準法以上に大きな障害となるのが消防法です。用途に応じて緩和処置が図れば、的確な内部造作の保全も進むものと思慮します。	ご意見を関係区局で共有し、今後の取組検討の参考とさせていただきます。
64	1	「特定景観形成歴史的建造物」制度について歴史的建造物の保存につきましては、下記の点が良く問題になります。 ・まず民間であれば、個人の場合は税と維持費、法人の場合は加えて事業面も考慮。 ・家屋であれば、移転(曳家含む)保存も考えられますが、ビルとなると移転保存は難しく、改修も費用がかかり、旧来の使用形態ではその後の維持費用もまかなえない。 ・都市においては、上記を解消するには立替か、隣接地の高度利用とならざるを得ない(隣接地があればですか)。 ・耐震上対応できない。 現行建築基準法を適用しない改修は非常に助かります。特に昔の階段幅は狭いので良く問題になります。	所有者支援の検討のなかで、今後の取組検討の参考とさせていただきます。
65	1	建築基準法適用除外のヨコハマ基準をつくり、代替措置でクリアできると良い。	基本施策①における、建築基準法適用除外における代替措置の参考とさせていただきます。
66	3	歴史的建造物を実際の建物として有効活用するためには、現在の建築基準法その他法規に対する遡及の緩和措置がどうしても必要になる。こういった緩和が望ましいかという具体的な内容は個々の建物ごとに異なるので、そういったことを審議できる体制づくり(共に保存していく方向性であることが大事)とガイドラインとなるようなものがあると良いと思う。	基本施策①における、建築基準法適用除外における代替措置の参考とさせていただきます。
67	3	所有者に対する税金の免除など	景観重要建造物制度の具体的運用方法の検討で、参考とさせていただきます。
68	3	一時的な助成制度では無く先を見た永く続ける事の出来る制度であってほしい。	景観重要建造物制度の具体的運用方法の検討で、参考とさせていただきます。
69	3	補助金支援は大変有難くお礼申し上げます。お願は、補修の際の方法(工事仕様等)の決定に長時間を要する点、是非とも迅速化を進めて頂きたいと思います。	所有者支援の検討のなかで、今後の取組検討の参考とさせていただきます。
70	3	視認性、公共性の高いものや人々の多く集まる都心部にある歴史的建造物の所有者支援は手厚くすべき。 特別に大切に考えられる建物への保全支援について、さらに検討が必要(帝蚕倉庫など)	都心部や郊外も含め、歴史的建造物の所有者支援に取り組んで参ります。いただいたご意見は、基本施策⑦⑧の参考とさせていただきます。
71	3	また、個人所有の歴史的建造物については保全方法、維持修繕方法、それに掛る費用についてなど、必要な情報を定期的に提供できる仕組みが、今後の歴史的建造物の維持につながり、時代ごとに新たなまちづくり資源になると思います。	いただいたご意見は、所有者支援における参考とさせていただきます。
72	2	農業や商業など、市民に根ざしている文化財こそ、市民らが直接その保全に取り組むことによって、より市民に文化財のもつ価値が伝わると思うため、ボランティアやトラストといった活動は素晴らしいと思う一方どう市民をたきつけていくかが重要となると思う。 ゆえに、市側が一方的に市民参画の場を提供するだけでなく、既存の、民間による保存会などと協力して市民参画の場を作り上げていくことが効果的なのではないかと思う。	所有者支援と市民協働を連動させることが必要であり、市民団体等との協力は不可欠であると考えております。いただいたご意見は、市民協働の体制づくりの参考とさせていただきます。

73	4	市民の方々への普及が、いまいち進んでいないということでしたので、市民のボランティアなどを積極的に活用し、「お役人の仕事」というイメージを取り払うことが必要なかなと思いました。	所有者支援と市民協働を連動させることが必要であり、市民団体等との協力は不可欠であると考えております。いただいたご意見は、市民協働の体制づくりの参考とさせていただきます。
74	4	歴史的建造物を保存するのは年々難しくなる環境になっており、所有者、行政、専門家の取り組みだけでは限界がある。そのため、今後は、市民やNPOなどが保存・活用により積極的に参画する仕組みが必要だと思う。	所有者支援と市民協働を連動させることが必要であり、市民団体等との協力は不可欠であると考えております。いただいたご意見は、市民協働の体制づくりの参考とさせていただきます。
75	その他	建築物だけでなく周辺の公園・道路・電信柱にも気を配りさらにその使い方についても、市民はもちろん、市の他部局との連携した総合的計画を策定してほしい。	基本施策⑦において、関係部局との連携をさらに推進していくことを掲げています。いただいたご意見はその参考とさせていただきます。
76	7	民間企業の介入もしてみたり、ゆずなど横浜出身のアーティストと連携すると良いかもしれません。ゆずファンとしては来たくります。	基本施策⑦における、PRの推進の参考とさせていただきます。
77	7	市民の感覚として、表面だけ新築復元する価値を理解しにくいと思う。それを認知してもらう取り組みが必要に思う。	基本施策⑧における、広報普及の取組強化の参考とさせていただきます。
78	7	少しでも歴史的なものを残そうという取り組みに感銘を受けました。しかし同時に、残していくに当たっての保存活用方法についても、考えていくと難しいということに気づきました。ファサードのみを残すにしても、やはり過去のものと合わなければ景観的によくないと思いました。	基本施策⑧における、広報普及の取組強化の参考とさせていただきます。
79	7	パッと見一般受けしない建物(生糸検査所、帝蚕倉庫など)はちょっとしたガイドがあると見た人の満足度がアップすると思います。(県庁屋上にあがった人には、是非キングの塔を直近で見上げ、塔の下の階位も見してほしい。)	基本施策⑦における、市民による活動支援の参考とさせていただきます。
80	7	コクリコ坂のときにスマホで風景が見えるのがあったかと思いますが、今の町並と古い町並が重ねて見られるのもいいかと。	基本施策⑦における、PRの推進の参考とさせていただきます。
81	7	横浜市の魅力は、みなとみらい21地区を中心に、近代的な側面と歴史的な側面が併せ持っているところだと思います。これからも、歴史的建造物を活用した都市の魅力づくりを推進していったほうがいいです。	基本施策⑦における、都市の魅力向上方策の参考とさせていただきます。
82	7	横浜は全国的に「みなとみらい」など、アーバンシティのイメージが強く、歴史まちづくりの知名度は低いと思います。開港時からの歴史の魅力は、どちらかといえば「詳しいかた、近代建築のファンのかた、いわゆるマニアックなかた」の支持が強いわけで、私個人的には、あまり観光的にPRされるのではなく、ひそかにブームになっていくことを期待します。今まで25年の歴史保全の成果が高く、賛同された市民や民間企業の意識が貴重であると感じているからです。	基本施策⑦におけるやPRの推進、基本施策8の広報普及の取組強化の参考とさせていただきます。
83	7	「ストックの活用」の「活用」という言葉の、横浜市との共通理解が必要となる。建物所有者が、その用に共するにあたり、不自由にならないためである。基本的には「推進」の方向に賛同するが、詰めておく点もあるということです。	基本施策⑦における、活用方策の検討の参考とさせていただきます。
84	8	色々な所に保全されている建築やその一部が残っているので、これから広報していき、市民の方々が自分たちの生活の中に歴史的なまちなみが残っていることに気づいたとき、より横浜に愛着をもつと思います。不況で日本の財政が苦しい中、最後に人と歴史を結びつけるのは愛着だと思いますので、ぜひ⑧にはとりにくんでいただきたいです。	基本施策⑦におけるやPRの推進、基本施策8の広報普及の取組強化の参考とさせていただきます。
85	8	若者(学生)もとりこむ歴史教育もすすめたい。	基本施策⑧における、学校との連携による広報普及の参考とさせていただきます。

86	8	<p>ヘリテージストック情報の共有化</p> <p>歴史的建造物の保存ではその建物が実際に活用され、まちのなかに息づいていることで始めてその価値が現れます。ただ保存のための保存では、いずれは消えてしまう存在となります。また、歴史的建造物の保存は、たんに建物そのものの歴史を保存することではなく、その歴史の背後にあるそこに生きた人々の歴史を知ること、始めて歴史的価値として生きてきます。歴史を重ねた街にはその地域特有の伝統文化が育まれていきます。またそこには懐の深い、奥行きのある、魅力ある都市景観が形成されていきます。</p> <p>都市景観・デザインの役割とは、その継承と創造の双方に対して、横浜独自の明確な目標、価値基準を設定すること、また、それらを将来に伝承することにあります。そこで形成される街並みは、市民が創り出すことのできる文化的資産であり、そこで生きるすべての市民が、豊かで、幸福な生活を実感できるための、客観的な価値であると言えます。それらの価値を市民と共有することがまちづくりには欠かせず、その共有化に向けた取組みとして、地域のワークショップを重ね、これらの資産が地域の街並にどの程度の影響を形成しているかを示す景観・まちづくり評価書の整備から始めることが有効であると考えます。</p>	基本施策⑧の参考とさせていただきます。
87	8	<p>学校との連携等は、まちづくり全体で取り組むことを検討して下さい。</p>	基本施策⑧における、学校との連携による広報普及の参考とさせていただきます。
88	8	<p>市民に身近な歴史を生かしたまちづくりの推進</p> <p>市民に広報・啓発を行うことは、地道な業務であり、成果が見えにくい非常に大切な取組みなので、横浜市・横浜歴史資産調査会が連携して取り組んでください。</p>	基本施策⑦におけるやPRの推進、基本施策8の広報普及の取組強化の参考とさせていただきます。
89	全体	<p>方針1: 景観制度との連携や所有者支援制度もちろん大切ですが、それぞれ限度があると思います。抽象的ですが、歴史的建造物を所有していることがステータスであると感じられる風潮を作ることが必要ですよね。</p>	基本施策⑦におけるやPRの推進、基本施策⑧の広報普及の取組強化の参考とさせていただきます。
90	全体	<p>歴史的建造物の認定を受けたいような制度へ、</p>	基本施策⑦におけるやPRの推進、基本施策⑧の広報普及の取組強化の参考とさせていただきます。
91	全体	<p>すべてすばらしいと思います。横浜の歴史的建造物を是非生かすまちづくりを行ってください。</p>	施策推進の参考とさせていただきます。
92	全体	<p>建築大好きな私にとって横浜は聖地です。横浜市で働くことで建物の保存ができればいいなと思いました。</p>	施策推進の参考とさせていただきます。
93	全体	<p>横浜は大きい都市でお金や職員の規模が大きくてうらやましいです。独自の条例もあり…。歴史を生かしたまちづくり…すばらしいと思いました。</p>	施策推進の参考とさせていただきます。
94	全体	<p>「歴史を生かしたまちづくり」の制度、とても斬新かつ柔軟でよい制度だと思います。</p>	施策推進の参考とさせていただきます。
95	全体	<p>助成制度の充実に驚きました。がんばってください。</p>	施策推進の参考とさせていただきます。
96	全体	<p>とても良い取り組みだと思います。引き続き頑張ってください。</p>	施策推進の参考とさせていただきます。
97	全体	<p>賑わいづくりが観光客の増にのみ偏るのは危険です。文化的価値は、合理性に反することが多く、賑わいづくりに特化すると、「張りぼて」建築として残すことになりかねません。</p>	基本施策⑦におけるやPRの推進や、基本施策⑧の広報普及の取組強化の参考とさせていただきます。
98	全体	<p>伝統工法による建築物に対する不動産価値基準(残すべき建物に担保としての価値を付け売買時のローンを組めるようにする)など。</p>	基本施策⑥におけるトラスト的手法や、基本施策⑦の都市の魅力向上方策の参考とさせていただきます。
99	全体	<p>残すべきは一部の公的建造物だけでは無く庶民の造り伝えて来た文化を残すまちづくりとなるよう制度の確立をお願いします。</p>	施策推進の参考とさせていただきます。
100	全体	<p>市街地の有名建築だけでなく、郊外の住宅や町内会などもいいと思います。</p>	施策推進の参考とさせていただきます。

101	その他	先祖が築いてきたもの、文化、それをひっくり返す歴史こそ、まちづくりにおいて決して忘れてはならないものだと考えております。 「歴史を生かした」というと、とかく大きな建造物、立派な功績で名前の残っている人間の方へ目が向けられがちですが、街はもちろん、華やかな建物や偉人だけで造られてきたわけではありません。この街を愛し、ささやかであってもここで生きた庶民によって築き上げられてきました。そこを尊重する横浜であってほしいと願っています。	施策推進の参考とさせていただきます。
102	全体	スムーズな運用のためにより広い分野の人材が必要になるのではないのでしょうか。	基本方針③④⑤の参考とさせていただきます。
103	全体	横浜市には非常に多くの歴史的建造物があり、それを活かしていくことは「まちづくり」において大変重要なことだと思う。 神戸や長崎・小樽など歴史的建造物・歴史的景観に積極的な港街とも協調していければ良いのではないかと。	基本施策⑦の参考とさせていただきます。
104	7	歴史的建造物は、地域活性化に役立つと思うので、特に郊外部での取組みに期待しています。	基本施策⑦⑧の参考とさせていただきます。
105	3	歴史的建造物の考え方について、近代建築、西洋館、古民家とされていますが、今後歴史的建造物となっていくものも、今のうちから保全していく必要があるのではないかと思います。具体的にはまず、「銭湯建築」です。その特殊な構造は「昭和」の時代を代表する建築物であり、現在既存不適格となっているため、廃業されれば即解体の運命です。また、新規開業したくてもあの建物は建築できません。市内に残存している銭湯をきちんと調査をし、例えば高齢者の健康維持促進の拠点として地域にきちんと残して活用して行くべきです。歴史は必ず現在に続いています。今生きている人の心にアプローチすることも大切です。今から戦後昭和建築にも目を付けて、保全していくように継続的に着目しておいてください。 例 仲乃湯@南区中村町 http://yaplog.jp/momo-kimock/archive/3070 朝日湯@鶴見 http://syouwawotoroukai.blog.so-net.ne.jp/2013-01-22	基本施策⑦⑧の参考とさせていただきます。
106	全体	所有者が登録解除を希望する場合の対応がよくわからないが、一定期間後はある程度容易に解除可能とすることも登録を増やすためには必要なのでは？	登録は通知により行っているため、登録解除の申出制はなく、何か変更がある場合は現状変更通知書をご提出いただいております。
107	全体	今後、所有者の負担を軽くする方策と市民参加を促進する方策の両方が大切。	基本施策①②③④の参考とさせていただきます。
108	その他	歴史的建造物であっても、以下のことはやっていいと思う。バリアフリー対策、白熱灯をLEDにするなどの省エネ対策、洋式トイレにするなど。外観上違和感なければ屋根や外灯にソーラーパネルも可とする。ただ空調に関しては密閉してエアコンよりは風通しよくして適度に暑さ寒さを感じる方がいい。	基本施策①③⑦の参考とさせていただきます。
109	その他	意見を文書で求めるより、同じテーブルでお互いに、顔を見ながら意見を求めて欲しい。	市民意見募集は広く様々なご意見を集め、施策に反映させることを目的としています。施策の詳細検討では、関係者や地域の方々との意見を交わすことが必要であると考えています。いただいたご意見は基本施策④⑦の参考とさせていただきます。
110	その他	街になにを残したいのか広域で認識が必要。 建物の形には過去の歴史的背景がかくされている場合も多い。この石はどこからどの様にここに運ばれたのか→昔の交流、交通、千葉ののこぎり山の石。地表の石が城に運ばれた。(政治的な話)	基本施策②⑦⑧の参考とさせていただきます。
111	その他	歴史的建造物の保存はむずかしい部分もあります。①所有者は先祖からの資産を守り維持したいが現代建築に比較し設備面も含め住みづらい。②住みやすく建物を改造する場合に建築基準法に適法状態にしなければならない。木造は金物を使う。③誰に相談することなくこわされていく。費用と専門家の問題(歴史的建造物の理解ある人)→NPOグループのような存在。④所有者は自分の歴史的建造物を市民にオープンにしたがらない人もいる。⑤何故そこにその歴史的建造物が必要なのかの認識が所有者と市民に薄い。⑥歴史的建造物は行政もあまり動かない。→保存のレポートには学者の推薦が必要とか前に進まない。⑦建物は古いに住んでいる人も古い(高令化)人である。→物事を進めるには後見人のような依頼できる人も必要。⑧相続税の改正が予定されるが、建物を残すのが益々難しい。	施策推進の参考とさせていただきます。

112	その他	大阪や京都では、古い建物をそのまま事務所で用いている事例がありますが、テナントではなく自社ビルの既存建物利用なのでしょうか？なお、利用されるのは結構なのですが、企業が利用すると内部を見学できないのが難点です。	これまでイベント等で、所有者の協力を得て歴史的建造物の公開を行ってきました。いただいたご意見は、基本施策⑦における、賑わいづくりの参考とさせていただきます。
113	その他	隣接地があれば、該当建物を保存し背後で高層ビルを建てて事業を成り立たせる事例もありますが、離れた敷地でも容積を飛ばすことが出来れば、保存もしやすいかもしれません。ちなみに、東京駅周辺は「特例容積率適用区域制度」に認定され、丸の内駅舎で余った容積率を周辺ビルに売却移転し、今回の整備・保存が成り立っています。	施策推進の参考とさせていただきます。
114	1	それに加えて、東京駅を創建当時の姿に復元した際に、活用した「特例容積率適用区域制度」の制度化や市街地環境設計制度での歴史的建造物保存によるインセンティブ拡充なども検討していただきたい。歴史的建造物を保存すればメリットがでる制度ができれば、所有者も保存を積極的に考えると思います。支援制度のバリエーションが増えれば、様々な所有者のニーズに対応可能となります。	施策推進の参考とさせていただきます。
115	その他	特に最近感じることは、震災以来、都内でも多くの古い建物が耐震上問題あるという理由で消えています。・このあたりの対応も技術面、運用面、補助面で考えておくべきかと思えます。建物をいじらずに、地下の基礎を免震基礎に入れ替える免震レトロフィット工法もありますが、美術館などの公共施設は採用しますが、費用対効果でしょうか、あえて民間で適用する事例は少ないと思います。	基本施策③の参考とさせていただきます。
116	その他	建築基準法適用除外について、市役所窓口担当職員の判断ではなく、設計者が専門家(建築史家、構造家、設備設計家等)の助言を受けられる制度をつくって欲しい。	基本施策③における、コーディネーター制度創設の参考とさせていただきます。
117	その他	ヨーロッパみたいに歴史的建造物と新しい道路の景観の複合制を取り入れて欲しいです。	ご意見を関係区局で共有し、今後の取組検討の参考とさせていただきます。
118	その他	以前走っていた市電やトロリーバスを復活をしたらどうですか？もちろん走っていない所を運行するとかで。	ご意見を関係区局で共有し、今後の取組検討の参考とさせていただきます。
119	その他	あったらいいなと思うものを書きました。 (1)歴史的ビル(古い)の解体にまつわる困りごと(係争)について市民レベルでの相談窓口 (2)借地の転用許可について (3)外観だけでなく歴史的背景(なぜそこに建てられたのか)も対象に	コーディネーター派遣の検討の参考とさせていただきます。
120	その他	横浜の歴史的建造物の保全・活用については、ヨコハマヘリテイジの存在や、横浜の歴史の背景から、ヘリテイジについての市民の意識が高く、また、各分野の学識経験者も多く存在し、歴史・保存の観点から、とても恵まれた場所であると思います。その背景には、地道な活動と折衝が行われているデザイン室の存在があるからだと感じます。今後、多くの視点から歴史的建造物にアプローチして行って頂きたいと思います。楽しみにしています。	施策推進の参考とさせていただきます。
121	その他	また、広報強化と書いてあるのが良く見受けられるのですが、地下鉄車内に貼っている横浜市のは、詰めが甘いというか、いつも漠然としていて詰め切れてないと思うのです。業者やNPOの言いなりにならず、市側でもいろんな頭脳を集結して、いいものを作ってください。	基本施策⑦⑧の参考とさせていただきます。
122	その他	ポータルサイトのようなもので、歴史的資産のレットデータブックのようなものを作れないか。多分市内には、滅失の危機にさらされている歴史的資産はたくさんあると思う。その中で自分が支持したいと思うものを考えたりできると良いと思う。クリックで寄付が出来る仕組みなども良いのではないか。	基本施策⑤⑥の参考とさせていただきます。

123	その他	<p>前置きが長くなりましたが、以前から、ブログやエッセイなどで、「メモリアル・ベンチ」(仮称)を、非常に個人的にはありますが提案してまいりました。何度かカナダのバンクーバーへまいりましたが、そこでとても感銘を受けたものです。街の誰かが亡くなると、遺族が任意で、ベンチを一基、街に寄付します。仕様の決められているベンチで、土台は石、腰掛け部分はぬくもりのある木です。ベンチにはプレートが嵌め込まれており、故人の名前や生年、没年が記されています。写真や、街との関わり(この公園を散歩するのが大好きだったとか)が短いコメントで付けられていることもあります。公園や通りなど、到るところにそのベンチがありました。ベンチが多いというだけでも、弱者にやさしい街だと嬉しくなるのですが、その上、この街にどういう人々が暮らしどれほど愛したか、いうことに思いを馳せることができます。住人に愛されてきた街—それは街として、なにより素晴らしいものではないでしょうか。</p> <p>ベンチ一基はさほど高額なものではないと思います。でもそれで、誰でも自分の足跡を残すことができます。庶民として、ささやかに生きてただけけど、でも誰かが安らぐことのできるベンチをひとつ残すことができた……それは故人にとっても遺族にとっても、大きな心の満足、平安ではないでしょうか。そしていま、この街で暮らす人、暮らそうかなと考えている人、観光客、誰にとっても心温まるものではないかと思います。げんに私は、このベンチのおかげでバンクーバーが大好きになりました。</p> <p>歴史的建造物を残すことはもちろん大事ですが、人間の息遣いを残すことはもっと大事だと思います。日本でも、もうこれを取り入れているところがあるらしいと耳にしました。横浜市でもぜひご検討いただけたら嬉しいです。</p>	基本施策⑦における都市の魅力向上の参考とさせていただきます。
124	その他	<p>もうひとつ。負の部分も、同じように街の歴史です。横浜公園にある「港崎遊廓」(を説明したらしい)石碑をぜひ正しく書き換え、作り直してください。開港時に造られた港崎遊廓は、開港横浜においてたいへん重要な役目を果たしました。関内に、避難場所になるほど大きな場所が残ったのもとはあの遊廓の敷地があったからこそです。慶応二年の大火では、逃げられなかった遊女達がたくさん犠牲になりました。なのに、遊廓最大手の岩亀楼のものだったとされる石灯籠の傍らにある石碑には「ここには岩亀楼という国際社交場があった」という、じつにあいまいな、わけのわからぬ説明があるだけです。きちんとした銘文にしないと、開港の礎になった女性達にたいへん失礼です。横浜が、名もない庶民や弱者をも大切に作る街であってくださることを、市民として心から願っております。</p>	基本施策⑦における都市の魅力向上の参考とさせていただきます。
125	全体	<p>横浜を好きな理由に街並みや雰囲気を感じる人が多いと思います。</p> <p>たかだか151年の歴史でも、古いものを残すには努力が必要で、その結果が評価されているのだと思います。</p> <p>個人的には、歴史的建造物は街並みにとけこんでいればこそ、価値が高まると思っています。例えば、京都市内で、商店街の中に由緒正しいお寺があるのを見たときの違和感といったら、まさに「イタイ」という感じです。</p> <p>限られた財源の中で、全てを残すことはできないし、そもそも残すべきなのではないでしょうか？ TOKYOを面白がる欧米人は、「変化」を楽しんでいる人が多いとも聞きます。いづれにせよ、いい取り組みなので、ぜひ続けてほしいと思いますが、重点エリアをつくるなどして、面的にメリハリをつけないと、イタイ物件が増えて、結果として先々に残すことが難しくなるような気がします。</p>	基本施策②における景観制度との連携や、基本施策⑦⑧の参考とさせていただきます。
126	全体	<p>所有者と専門家の意見はもちろんですが、周辺住民等の意見を聞くことも大事だと思います。一時的滞在者の理解よりは、周辺住民等の協力がある方が、ずっと効果的なのでは？</p>	基本施策⑦⑧の参考とさせていただきます。
127	3	<p>支援制度を再構築するに際して認可変更や相続の際市や市長の許す手続き規制が厳しくならないよう配慮願う</p>	(仮称)特定景観形成歴史的建造物制度では、法的担保性を向上するため、現状変更を許可制としますが、可能な限り、分かりやすい制度構築を目指したいと考えています。いただいたご意見はその参考とさせていただきます。
128	その他	<p>景観保全にも関連しますが、先般発表された横浜市地震被害想定報告に基づき、津波被害予防の為に防護措置(例えば土木学会の選奨遺産である掘割川への護岸壁新設等)が必要ではないでしょうか？人命か歴史保全かは意見が分かれる所であると思いますが、市としても考慮すべき問題かと思えます。</p>	ご意見を関係区局で共有し、今後の取組検討の参考とさせていただきます。

129	1	原則、市が高く買取るべきで、所有者に少々の支援をして、残すなどは効果が薄い。	市の財源に限りがあるなかで、歴史的建造物をいかに保全し活用するかを検討し取り組んできました。いただいたご意見は、基本施策⑤⑥の参考とさせていただきます。
130	1	制度の趣旨には賛同します。但し、制度の名称は(仮称)にせよ漢字の羅列でわかりにくい。「歴史を生かしたまちづくり制度」でも良くないか？	基本施策①の参考とさせていただきます。
131	3	1. 長期的助成負担を十分考慮の上で所有者支援のあり方を再検討すべきと思う。	所有者支援は継続的に実施する必要があると考えています。いただいたご意見は、基本施策③⑤⑥の参考とさせていただきます。
132	全体	2. 制度の対象とする物件、景観についても超長期観点から検討すべきと思います。	基本施策①②の参考とさせていただきます。
133	1	歴史的建造物は、その所有者だけのものではなく公共の貴重な財産。従って、その保存には公的資金を、財政事情が許さないのであれば、東京駅の復元の例に倣い(空中権の移転)大胆な施策(大幅な容積率の緩和など)を講ずるべき。 要は、所有者が歴史的建物として指定を受けた方が、受けなくて放置したり、壊してしまうより「得だ」と思わせる位の大胆な施策を。	基本施策③⑦⑧の参考とさせていただきます。
134	3	歴史的建造物の受け取り皿の確保	基本施策⑥の参考とさせていただきます。
135	全体	歴史的建造物をリノベーション活用する際は、どんどん建築家を使い、魅力的な空間をつくってほしいです。	基本施策⑦の参考とさせていただきます。
136	7	歴史的建造物は横浜の個性を発揮する財産であり、まちづくりや賑わいづくりの核となる施設だと考える。	基本施策⑦の参考とさせていただきます。
137	3	歴史的建造物などを保全活用するためには理解のある民間企業や市民でも保全のための負担は厳しいので横浜市が金銭的援助や活用のための制度の緩和は必要だと思います。 保全・活用のための予算は二の次だと考えがちですが、今すぐは効果はないかもしれませんが将来には大きな価値を生み出すモノに対して投資をするべきではないでしょうか。	市の財源に限りがあるなかで、歴史的建造物をいかに保全し活用するかを検討し取り組んできました。いただいたご意見は、基本施策⑤⑥の参考とさせていただきます。
138	7	横浜の歴史について、もっと身近に感じれる、学べる機会があったら、歴史的建造物が単なる建物でない、という意識の浸透につながるのでは、と思う。	基本施策⑦⑧の参考とさせていただきます。
139	7	都市デザインや景観政策の総合的取り組みとして、これまで以上に積極的・個性的な横浜の施策を打ち出し、PRすることが重要で有効。臨海工業地帯の産業遺産活用も！！	基本施策⑦⑧の参考とさせていただきます。
140	その他	ヨコハマ・ヘリテイジトラストは学者だけの組織とせず、市民・企業などの代表も加わった活動団体として、市民目線で活動することを考慮すべきでは！！現在は、一般市民や企業などに知られていない！！	基本施策⑥の参考とさせていただきます。
141	その他	都市部だけでなく、郊外部の歴史的建造物も市民に対してもっとPRしてほしいです。	基本施策⑦⑧の参考とさせていただきます。
142	8	新しいメディアをつくる時に、ガイドブックを作成して地域の人、観光客の人に使ってもらえるようなトップダウンではなく、地域の人とつくりあげていくようなボトムアップでつくりだしたら理想的である。	基本施策⑧の参考とさせていただきます。
143	7	フランスのオルセー美術館のように、建築のプログラムと、内部空間が一致した利用方法があるとよい。	基本施策⑦の参考とさせていただきます。
144	その他	多くの緑地を保全している横浜市において緑地がどの方向にあっても緑地を魅せるような建築や街づくりをした方が良い。	ご意見を関係区局で共有し、今後の取組検討の参考とさせていただきます。
145	その他	歴史的価値のある建築をのこしていくことは重要である一方、レプリカ的保存になってしまうと歴史の重みが少なくなってしまうのではないか。という疑問がある。	基本施策⑦の参考とさせていただきます。

146	7	歴史的建造物を街の魅力の1つとして観光資源と考えていく際、どの程度、それらを人・手に触れさせるかは、検討されているのか。(人を呼び込むリスクの検討)	市民にとって身近な歴史的建造物の活用と併せて、建造物の適切な維持管理も行う必要があると考えています。いただいたご意見は、基本施策⑦の参考とさせていただきます。
147	その他	歴史部分と、そうでない部分を保存する際に、調和した保存も必要であるが、歴史部分と現代の部分とを明確にする保存方法が素晴らしい。	基本施策①②⑦の参考とさせていただきます
148	6	トラスト的手法は具体的にどんな取り組みをしていくのか、建物に関係している人の範囲内で取り組むのか。	公益団体等々への寄附や借り上げを想定しています。また、寄附等へ至る前に所有者と使い手を結びつける仕組み等も検討していきます。
149	8	ガイドブック作成について、まちの資産(建物・文化)を見てまわれるような様々なルートが書いてあると楽しそう。	基本施策⑧の参考とさせていただきます。
150	3	歴史的建造物を活用したまちの賑わいづくりはおもしろいと思いますが、一方でその賑わいはそれぞれで独立しているイメージがあります。保全すべき歴史的建造物が点在しているためだと思われそうですが、それらをつなげるリフトの計画をもっと推進してもいいと思います。景観だけではなく、人の活動がそれぞれをつなげているようなイメージを創造したら楽しいかと思いました。	基本施策④⑤⑦⑧の参考とさせていただきます。
151	4	市民協働を行う上で、連携組織がそのまちの歴史や取組み理解をわかりやすく住民に説明することで住民がまちを知る機会を充実することが求められると思います。住民が知る機会を通してまちを愛し、協働への参加が推進されると考えます。	基本施策④⑧の参考とさせていただきます
152	7	外国の成功例を対象し、学ぶことはいっぱいあると思います。横浜で歴史的建造物も並んでるけれども、改造しながら、市民や観光客は古い建物の魅力を教えることも必要だと思います。	基本施策⑦⑧の参考とさせていただきます
153	全体	横浜は日本の他の都市より独自性の魅力があって、港の風景や歴史の意義も変わらないです。今まで横浜に貢献している横浜都市整備局に褒めたいと思います。	施策推進の参考とさせていただきます。
154	4	なによりも市民の興味をひき立てるような活動が行われること。歴史的建造物のある風景、その中にあった暮らし等の記憶を再現、残すことが重要であると考えます。	基本施策④⑦⑧の参考とさせていただきます。
155	全体	この横浜市の取組が、もっと外部への影響力をもっていけばいいなあと思います。	基本施策⑦⑧の参考とさせていただきます。
156	4	ボランティアに参加する市民がどれくらい見込めるのか疑問	基本施策④⑧の参考とさせていただきます。
157	4	事業推進の柱となる人材の育成に加えて、港北の歴史を後世に伝えていく史識形成も重要だと思った。	基本施策④⑦⑧の参考とさせていただきます。
158	7	歴史的建築物の保全となると、観賞用の作品として保全されることが多いと思う。より活用することを念頭においた保全に期待したい。	基本施策⑦の参考とさせていただきます。
159	1	①と②は連動して考えられるのではと思う。歴史的建造物は肅々とした雰囲気を持っていることが多い気がするのですが、この建造物を残すということは必然と肅々とした雰囲気が町の中に漂ってくることになり、それはまた町の景観を形作るものとなるのではと思った。	所有者のニーズに合わせて、制度を選ぶことができることが重要だと考えています。いただいたご意見は、①②③⑦の参考とさせていただきます。
160	その他	歴史建築物は、外観は、目立つが中のアクティビティが見えない。点々とイベントを行うのではなく、数カ所同時に行うなど、周辺地域の人にもアピールを行う。	基本施策⑦の参考とさせていただきます。
161	7	歴史的建築物保存と同時に、それを他の機能を持たせて、解放している点が、好印象です。こういったケースは、まだ少ないと思うので、ぜひ続けてほしいです。	基本施策⑦の参考とさせていただきます。
162	8	歴史のうえでも、技術のうえでも美しさのうえでも保存は非常に大切だと思います。またその時代背景を知る上でも、案内には現在の地図と、昔の地図を重ね合わせた案内にしてほしいと思います。	基本施策⑧の参考とさせていただきます。

163	個別の歴史的建造物に対する意見	企業の公開施設での市民ボランティア導入。日産自動車は、市営埋立地に創業した世界的企業です。ゲストホール内に京浜臨海工業地帯の歴史を紹介し、ボランティアガイドを養成してください。	基本施策④の参考とさせていただきます。
164	個別の歴史的資産に関する意見	横浜の東海道筋は、宿場の火災や横浜大空襲で、建築物は、ほぼ、皆無に等しいくらいにないのが現状だが、それでも、残っている建築物はあるので、保存は出来なくても、調査は行って欲しいし、建築物の部材の保存は行って欲しい。また、昭和初年代の建築物や(洋館付き住宅や、保土ヶ谷区の今週取り壊す脇元本陣だった地にある「藤屋」や)、その他東海道筋にも石垣等の遺構も、残っているから、「東海道」のキーワードでの、横浜市内の調査と保存も必要だと思う。これは、横浜市が行政区で括ってしまうので、五区を跨ぐ事業の展開ができない弊害だと思う。区では地道に活動していても、横浜市の東海道となると、受け皿も無いし、窓口も無い。「歴史をいかしたまちづくり」と、意見を求められても、文化観光局では、観光が主だから、私たちの活動の受け皿にはならないと思う。「東海道 風景街道」は、国交省が主管であるし、横浜市は道路局、区は区政推進課で、どこも縦割りで「東海道の歴史をいかしたまちづくり」は、できれば、整備局が主管であって欲しい。誰でも歩ける東海道は、横浜市内は、五区を通るが、各行政区でのサインがバラバラである事を、統一をしたサインで、道に迷わずに歩けるようにしたいとの願いで、私たちレベルで、自動販売機を統一したデザインで、一機設置をしたが、このようなレベルでしか活動ができない。逆に横浜市内のサインは、五区バラバラであるのも、横浜市東海道の魅力ではあるから、その特徴を取り纏められないのだろうか?→文化観光局への打診か?東海道では、市に三宿、五区にまたがるのは、横浜市だけと記憶している。横浜市の「東海道」は、古代からの主街道であるから、この整備やまちづくりを考えるなら、やはり、研究者(横浜市歴史博物館・開港資料館など、大学の先生ではなくて、横浜市特化の研究者)の、専門の先生方のご意見を聞くべきだと思う。横浜市は、このような専門の先生方のご意見を聞かないような気がする。「歴史をいかしたまちづくり」の意見を求めるなら、まずは、専門の先生へ、打診をするべきだと思う。東海道を歩く人々は、年、数万人と言われているし、当然、横浜市東海道も歩いている。健康ウォーキングや歴史ある東海道や、まちへのふれあいを求めて歩いている人や、そのような、目に見えないウォーカーへの、横浜市としてのおもてなしを、整備局として、どのように捉えているのか?また、横浜市民も、東海道を歩きながら、まちを見ているのだが、楽しいと思っ歩いて歩いているのか?「東海道 風景街道」は横浜市と一緒に「歴史をとおしたまちづくり」を行いたいと、願っている。	ご意見を関係区局で共有し、今後の取組検討の参考とさせていただきます。
165	個別の歴史的資産に関する意見	横浜市庁舎も外観を保全し、にぎわいが生まれる利用がされることを望みます。	基本施策②⑦の参考とさせていただきます。

166	個別の歴史的資産に関する意見	<p>当ビルは、景観的には美しくはありません。もしかしたらないほうがすっきりと港の景色が整うのかもしれませんが。歴史的意義も、どれほどのものかどうかは分かりません。(調査してみます)とはいえ、解体しておしまいで済むすぎます。たとえば期間限定でも(最低限借地期限の切れる平成27年まで)使い続けられるため(入居が続けられるため)に、ビルの持ち主/地主/入居者(9名)三者で落としどころが見つけれればと思っていますが、それには土地を管理している横浜市の協力なしには困難です。</p> <p>また、当ビルは診療所のためとして、土地を提供(有償貸与)されています。そのため撤退すると、更地にして変換しなくてはなりません。(借地の契約書の写しを入手しています)</p> <p>診療所は6月で、歯科は12月(?)で閉鎖されます。そこにカフェやレストランを誘致すればどうでしょう? 大さん橋から続く殺風景なプロムナードが一変します。横浜港は、街中まで比較的近い、素晴らしいロケーションです。しかしながら、客船の乗客から見えるのは、山下公園や赤レンガ倉庫でぶらぶら歩いて散歩するには少し距離があります。大さん橋からの道には、レストランやショップも増えてきました。停泊中の客船から象の鼻パーク、開港資料館から日本大通りへとにぎわいが作り出せればと思います。</p> <p>なお、助成金のことは考えていません。転用しての継続利用が可能ならば採算が取れると思うからです。ただし、地代が上がったらこの限りではありません。</p> <p>歴史的背景については、後付けで思いついたので、これから調べてみます(建築当時のことなど)。当該ビルは日本の近代海運の発展のために作られたのであの土地に診療所が建っているのは、きっと歴史的意義があるはずですよ。</p>	ご意見を関係区局で共有し、今後の取組検討の参考とさせていただきます。
167	個別の歴史的資産に関する意見	<p>秋ごろ、日本大通りや象の鼻パークから県庁、税関、教会など歴史的建造物を写生している市民がいる風景はとても素敵です。開港の歴史を感じる大都市の真ん中に歴史的建造物があり、多くの市民がそこで集う景観こそ横浜のアイデンティティであり、どこの都市もまねできない個性です。これをぜひ後世に引き継いでいきたい。</p>	基本施策⑦の参考とさせていただきます。

(4) 関係区局にご意見を伝えるもの (3件)

※項目が多岐に渡るご意見は、項目ごとに分けさせていただきました。

No.	意見項目	ご意見	本市の考え方
168	1	現状変更を可能にする、オーダーメイドで安全性を考えることを、横浜が進めている「特別自治市」とひとつの規制緩和・権限としてあげてはどうか。	政策局へ伝えます。
169	全体	「歴史を生かしたまちづくり」が保育の次に重要な施策になるには、市が進めている特別自治市や成長戦略(～次期中期では何になるかわかりませんが、要するに政策の大きな方向性)にうまくのせていくことが大事だと思う。	政策局へ伝えます。
170	その他	緑地を区域内の学校などの学習や歴史性を学ぶ所として活用することはいいと思うが、もう少し整備を。緑地と自然の山は少し違います。	環境創造局へ伝えます。

(5)既に実施済みのもの (7件)

※項目が多岐に渡るご意見は、項目ごとに分けさせていただきます。

No.	意見項目	ご意見	本市の考え方
171	2	他の制度との連携の拡大 歴史的建造物の保存活用に、景観制度のなかでの景観重要建造物制度の活用を進めるとしています。それとともに都市計画法での地区計画制度との連携を取り入れることが有効であると考えます。北仲通北地区での旧帝蚕倉庫保存問題に見られるように、大規模再開発案件のなかでの保存には、現在の法的担保性のないガイドライン方式では限界があります。そこで保存活用する建築物を地区施設と位置づけることにより、法的担保性は明確になり、また景観制度との連携によって、より一層有効に機能すると考えます。 地区計画での緩和要件に、「地区施設として景観形成歴史的建造物を保存活用する場合は、他の要件による場合より高い緩和インセンティブが得られる」と加えれば、事業採算性も高くなり、事業者も前向きに取り組むことができると考えます。これは③所有者支援制度の再構築とあわせて、歴史的建造物の保存活用の推進にも有効な制度になると言えます。	認定制度と市街地環境設計制度の連携による容積率緩和をはじめとし、再開発事業や地区計画や景観計画、まちづくり協議、山手地区景観風致保全要綱など様々な形で歴史的建造物の保全活用や歴史的景観への配慮を位置づけ、個々のまちづくりに取り組んでいます。
172	3	松坂屋の際も思ったのですが、一企業に建物存続を求めるのは株主への説明責任もあり、不況の中、酷でもあります。 個人的にはシンポジウムで保存を求める建築の先生方が逆に無償で提案、設計をして頂けるシステムがあれば、設計料も浮くため企業側も考えることもあるかと思いました。	歴史的景観保全事業では調査設計に対する助成制度があります。また、必要に応じて、専門家を含めた検討の場を設けるなどしています。
173	3	個人所有者が歴史的建造物を永続的に管理するためには、多大な負担を強いられる。経済的余裕がなければ長期修繕計画の立案もなされず場当たりのとなる。個人が長期的な修繕計画を立案することはほばないだろうから、行政が作成し、所有者に渡すといったこともあってよいのではないか。	歴史的景観保全事業では調査設計に対する助成制度があります。また、必要に応じて、専門家を含めた検討の場を設けるなどしています。
174	3	保全に掛る補助の要件について、本当に保全に係る補助金を必要としている建物(所有者)に必要な補助金が出せる仕組みがあると、登録建物からの認定建物への移行が促進すると思います。	保全改修の緊急度、必然性を踏まえ、助成を行っています。
175	全体	横浜市の「歴史をいかしたまちづくり」は、関内地区が中心で、東海道という全国レベルの大動脈の東海道や、歴史的なまちへ目を向けているのか？	郊外部においても、歴史的建造物も登録・認定を行っており、また、地域や区役所・関連局と連携し、まちづくりやイベントにも取り組んでいます。
176	全体	都心部だけでなく、郊外にもまだ知られていない歴史的建造物や景観があると思うので、郊外の歴史を生かしたまちづくりにもぜひ力を入れていただきたい。	郊外部においても、歴史的建造物も登録・認定を行っており、また、地域や区役所・関連局と連携し、まちづくりやイベントにも取り組んでいます。
177	全体	日本の場合、地震に対する考慮もあり、保存するのに大変ではありますが、熱意をもって取りくんで頂けたらうれしいです。	歴史を生かしたまちづくり要綱助成金交付要領に基づき、外観保全等に対する助成のほか、耐震改修の助成も行っています。

(6)案にご賛同いただいたもの (34件)

※項目が多岐に渡るご意見は、項目ごとに分けさせていただきました。
ご意見

No.	意見項目	ご意見
178	1	歴史的建造物の活用について調べたところ、法規をみたすのが困難であるから、という理由が多く見られたので、①は是非創設したら、増やしやすいただろうと思いました。
179	1	国の文化財登録制度とは別に横浜市独自の取り組みを早期から行ってたことで、現在多くの建造物が残っていると思うので、建築基準法の適用除外に向けた制度の創設でより建造物やまちなみ保存を推進していただきたいと思います。
180	1	特定景観形成歴史的建造物制度がどれほど効果的なかわかりませんが、選択肢が広がることは良い事。
181	1	建築基準法適用除外是非前向きに進めてほしいです。
182	1	先進的な取り組みでとてもいいことだと思います。この制度が積極的に活用・運用されて、市の魅力がますます高まることを期待します。
183	1	方針1 古い建造物で現建築基準法に合致しないものが多いが、保存する上で適用除外が重要と思う。
184	1	歴史的建造物の建築基準法適用除外を実現して欲しい。
185	1	保存による建築基準法の適用除外が可能となれば、保存に向けた後押しになると思うので、がんばって下さい。
186	1	新たな制度を導入して、所有者を支援する取組みを充実させるのは良いアイデアです。
187	2	歴史的建造物と景観保全の関連でわかりやすい制度が求められると思う。
188	2	国が景観法をつくる以前より、また、登録制度をつくる以前より認定制度を運用してきた横浜市なので、認定制度を生かした横浜独自の景観法を用いた制度をつくってほしい。
189	2	特定景観形成歴史的建造物制度や景観重要建造物制度などを活用し、所有者支援するのは非常に良いことだと思います。
190	3	助成制度の体系的な見直しを行うことは、実状的にはもっとも効果があると考えます。一方で助成金内訳の規定の厳格化も必要と考えます。
191	2	地域にある歴史的資産が大事なのはわかるが、一市民としてどのようなことが出来るのかを知りたい。職業人であるうちはなかなか深く関わるのは難しい。広くサポーターを増やす意味でも簡単に意義のある支援のようなものを考えてもらえないか。(自分が貢献したことを実感できる仕組みもほしい。)
192	2	個別の施策に意見はつけませんが、市民が主張しないと目先の経済的利益だけで街づくりがされてしまうので、市民とともに守り活かす取組の充実が最も重要なのではないのでしょうか。
193	2	歴史的建造物を保全活用するためには、施策1~8のすべてが必要だと思いますが、なかでも「市民とともに守り、活かす」という考え方が最も重要だと思います。
194	2	(2)賛成です。 特にボランティア、ファンド、トラストの施策について効果の期待大です。横浜は土地柄としても、市民と協働の取り組みがしやすい。まちづくりに対する市民意識が高いからです。
195	4	自分が住んでいる街ほど自分の街に関心を持つ機会は少ないと感じます。学校教育や市民ボランティアはとても導入する意義や効果があると考えます。
196	4	I think that avenues and cooperation of the citizens is the most important factor in city preservation. 手段と市民の協力は都市保存における最も重要な要素です。
197	4	景観の概念のなかには時間の概念が含まれていると考えられます。つまり、その地域で営々と歴史を重ねてきた人々のそれぞれの時間が景観のなかにはこめられていると考えます。また現在を生きる私たちが今、目にしているその風景も、それを観ているそれぞれの人が重ねた時間のなかで、記憶に重ねられた心象風景として、景観を捉えていると言えます。このように景観形成には常に時間の軸がかかわっており、それゆえに新たな街づくり、景観形成には、そこにかかわった先人たちの時間、歴史を尊敬する精神、心意気が不可欠なものと考えられます。それと同時に景観はきわめて短時間のなかで変容することも出来るものとも言え、それゆえに景観形成には、現在そこに生きる人々が共有できる価値観のなかで合意形成されるべきものとも言えます。また、そこでの固有な景観を創り出すことは、そこに生きる市民のメッセージにもなることから、積極的な市民参加が求められます。今日、社会は成熟化し、その価値尺度も消費的価値から精神的価値へと変化する時代を迎え、街づくりにも効率的な空間創りから、感性的な空間創りが求められるようになりました。それにともない、街のなかに潤いを創り出す都市デザインの文化的重要性も一段と増してきたといえます。自分の住むところを誇りに思っている街、そこには自然と文化も育っていくものと思われれます。
198	6	行政による取得だけでは予算的、時間的に限界があるため、ナショナルトラストのような組織を設立し、その組織が所有者から買い取る仕組みが必要だと思います。 北海道小樽市では、歴史的に価値のある銀行の建物が統廃合により取り壊される計画が起き、これを知った市民有志がこの建物を自ら買い取り、今では市民の集う建物に活用されている例があります。

199	6	保全・保護を続けるには、やはり所有者の理解が重要だと思います。⑥のトラスト的手法は非常におもしろいと思います。
200	6	トラスト的手法による保全活用の検討 横浜歴史資産調査会が公益法人化し、寄付受納が可能になるなど従来に比べて格段と業務の幅が広がったので、横浜市と連携を密にして、「歴史を生かしたまちづくり」を推進してください。
201	3	基本方針3・「歴史的建造物を魅力資源として活用したまちづくり、賑わいづくりの推進」の基本施策として⑦ ストックの活用によるまちづくり、賑わいづくりへの展開⑧ 市民に身近な歴史を生かしたまちづくりの推進の二つの施策が掲げられています。これら施策を都市ビジョン戦略との連携に位置づけることでより効果的なものとなり、関内・関外地区活性化推進施策、市街地の再生保全活性化にも欠かせないものと考えます。
202	3	だれもが訪れたい街とは、ある種の格と密度の高さがあります。それらは幾重にも重ねられた歴史性の上に形成された空間と、その土地固有の立地特性により形成される空間とが、おたがいにバランス良く配置されている街でもあります。そのような歴史的ストックで形成された街が創り出す空間の快適性、独自性という質の高い感性的空間が文化を育み、「横浜らしさ」「横浜ならでは」の土壌となります。そして、そこでの雰囲気、賑わいが、訪れる人々への心地よさとなって記憶に刻まれます。 横浜市の長期ビジョンの一つとして「世界の知が集まる交流拠点都市」を位置づけており、その施策として、観光立地戦略、MICE機能強化が挙げられています。この戦略のもとでは施設ハードを整備することに止まらず、まちづくり、賑わいづくりのブランディング戦略が欠かせません。だれもが訪れたい街となるには、まちの風格、品格が不可欠であり、そこではイミテーションではない「本質的な景観」を創り出すことが絶対に必要となります。横浜のまちづくり戦略のなかに関内・関外地区活性化推進施策とともに、「歴史を活かしたまちづくり」の推進を中心的施策と位置づけることが、政策的方向性を一致させる上でも有効であると考えます。
203	全体	どんどんせめてほしい。
204	全体	すべてが大事
205	全体	最も大事なものは、取りまとめを行うことなく、アクションプラン等を策定し、それを着実に実施することです。
206	全体	すべて賛成です。
207	3	建造物は使用したままで保全出来る事が理想。但 個人所有の場合経済的、組織的支援が無いと無理。ただ指定だけしてあとは知らん顔が多いように思います。 歴史的建造物は、日本の文化の歴史であり、その町の歴史、顔です。横浜には多くの歴史的建造物が残っていますが、是非その保全を進めて下さい。
208	全体	ただ守るだけでなく、親しみ持てる景観であつたらいいのではと思う。
209	全体	横浜は日本の中で先進的な景観づくりを行っている都市として他都市に対しても横浜方式をアピールして他の都市のお手本になってほしいです。
210	全体	少しだけでも良いので、出来るかぎり残していくべきだと思う。
211	全体	是非とも推進すべきと考えます。